



「固定資産の異動」についてお知らせください

土地の異動や家屋の新築、増改築、取り壊しなどについては、税務出納課で調査を行っています。調査漏れをなくするため、次のような固定資産の異動がありましたら、5月13日に送付の納税通知書に同封いたしました「所有建物確認のお願い」のハガキに記入し投函いただくか、電話などでお知らせください。

●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

※田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

※建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋に対する税の軽減

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分の税額が初年度から3年間（マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は5年間）2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間（マンションなどの3階以上の中高層耐火構造住宅は7年間）2分の1に軽減されます。

※都市計画税は軽減されません。

改修した家屋に対する税の軽減

次の①～③に該当する改修は、固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎85-6133



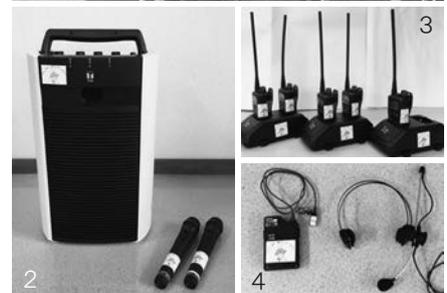
宝くじの社会貢献広報事業
宝くじの助成金で整備されました

宝くじの受託事業収入を財源として実施している住民のコミュニティ活動の推進を目的とした「コミュニティ助成事業」を受けて、蚕桑地区コミュニティセンターにテントや折りたたみ椅子、ワイヤレスマイクなどが整備されました。整備された備品は7月29日に開催した、放課後子ども教室夏休み事業「流しそうめん」でさっそく使用されました。

- ▶事業主体 蚕桑地区桜の里づくり推進委員会
- ▶助成額 250万円
- ▶事業期間 平成28年6月15日～平成28年7月26日
- ▶事業内容

イーザーアップテント 6張/折りたたみイス 50脚/ポータブルワイヤレスアンプ 1台/ワイヤレスマイク (TOA) 2本/ワイヤレスマイク (パナソニック) 1本/ワイヤレスチューナー 1台/特定小電力トランシーバー 5台/液晶テレビ 1基/ビデオカメラ 1台/投光器 3基/ワイヤレスマイク(タイピン型) 1台

【問い合わせ】企画政策課コミュニティ推進係 ☎87-0830



1_イーザーアップテント 2_ポータブルワイヤレスアンプ、ワイヤレスマイク
3_特定小電力トランシーバー 4_ワイヤレスマイク